

滋 税 第 4 号
令和 5 年(2023年) 1 月13日

滋賀県税制審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県産業廃棄物税について（諮問）

滋賀県産業廃棄物税条例（平成 15 年滋賀県条例第 6 号）については、同条例付則第 3 項の規定により、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成 31 年滋賀県条例第 19 号）の施行後 5 年を目途として、滋賀県産業廃棄物税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしておりますので、滋賀県産業廃棄物税について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 滋賀県産業廃棄物税の評価について
- (2) 滋賀県産業廃棄物税の使途について
- (3) 滋賀県産業廃棄物税の課税方式および税率について